

抗議声明

「蒲郡駅事件」不当判決を満腔の怒りを込めて弾劾する！

本日、名古屋地方裁判所（近藤宏子裁判長）は、「蒲郡駅事件」〔平成20年（わ）第502号窃盗被告事件〕で、不当にも懲役6月、執行猶予2年の有罪判決を言い渡した。我々は、この不当判決に満腔の怒り込めて断固抗議すると共に、直ちに控訴し闘うことを宣言する。

2007年7月13日愛知県警公安三課は、JR東海からの刑事告訴を口実に、無実の加藤誠二さんを窃盗犯人にデッチ上げ、JR東海労働組合事務所、加藤誠二さんの自宅・職場など7箇所にも及ぶ大規模な不当家宅捜索を強行した。そして2008年3月19日、名古屋地方検察庁は、無実の加藤誠二さんを不当にも起訴した。

公安警察が前面にたち捜査したこの一連の事実だけを見ても、この事件の本質が何たるかを見て取ることができる。まぎれもなく、労働組合破壊を目的とした政治弾圧・国策捜査であることは間違いない。

開廷された8回の公判で、検察の主張が、いかにデタラメで推論に基づくものであるかが明らかとなった。検察が提出した証拠には、加藤誠二さんが窃盗したと確信できる証拠は一切ない。監視カメラの映像などを見ても、犯行に結びつく映像は一切映っていない。なぜなら、加藤誠二さんには窃盗した事実などないからである。

にもかかわらず、名古屋地方裁判所は検察の言い分だけを採用し、加藤誠二さんの証言・主張を門前払いしたのである。裁判所自ら政治弾圧に与し、労働組合破壊に手を貸したのだ。これこそ、司法の反動化と言わず何と言えるのか。

我々が取り組んだ、「蒲郡駅事件の公正・公平な審理により、被告無罪の判決を求める」署名は、全国で個人署名72,997筆、団体署名1,489筆を集約した。多くの国会議員からも支援の声があがった。裁判所は、署名した多くの人たちの心までも踏みにじったのである。憶測で無実の人間が犯罪人にされるような社会であってはならない。

JR総連・各単組にかけられた弾圧の嵐はなお続く。我々は、弾圧を跳ね返すために、これまで以上に闘いを強化しなければならない。我々は、加藤誠二さんの完全無罪まで断固闘うものである。

2009年4月21日

JR東海労働組合